

**【重要】海洋工学部志願者の皆様へ**

(海洋工学部海事システム工学科及び海洋電子機械工学科を志願する皆様へ)

## 1. 出願時の健康診断についてお知らせします。

昨年までは、海事システム工学科の志願者だけが、出願時の健康診断で色覚検査が必要でした。ところが、平成 23 年 12 月 5 日付けで国土交通省から船員法施行規則の改正に係る通知により、平成 24 年 4 月の入学者から、海事システム工学科及び海洋電子機械工学科は、新しい方法での色覚検査が必要となりました。

つきましては、海事システム工学科及び海洋電子機械工学科に志願する者は、必ず、健康診断において色覚検査を受けてください。また、健康診断受診の時は、本紙をプリントアウトし所定の健康診断書に添えて健診機関へ提出してください。

なお、プリントアウトできない場合は、東京海洋大学越中島地区事務室入試係 (03-5245-7315) まで、お問い合わせください。

## 2. 本紙を必ず健康診断の受診機関へ提出し受診してください。

平成 23 年 12 月 8 日

健康診断実施機関 御中

東京海洋大学

健康診断にあたって  
【医師へのお願い (色覚検査の追記)】

出願時の健康診断についてお願い申し上げます。

このたび、平成 23 年 12 月 5 日付けで国土交通省から船員法施行規則の改正に係る通知により、平成 24 年 4 月に入学する者から、海事システム工学科及び海洋電子機械工学科は、新しい方法での色覚検査が必要となりました。

つきましては、本学の海事システム工学科及び海洋電子機械工学科を志願する者に対して次の要領で色覚検査を実施くださいますようお願いいたします。

## 色覚検査手順

色覚検査は次の順で行い、検査方法及び検査結果を健康診断書の所定の欄に記入してください。

- ① 石原色覚検査表国際版 38 表(以下「石原表」という。)により正常か、否かを判定する。
- ② 石原表により正常でないと判定された場合は、パネル D-15 によりパスか、フェイルかを判定する。
- ③ ①で正常でない、②でもフェイルと判断された場合は、その旨を当事者に伝え、早急に東京海洋大学越中島地区事務室入試係 03-5245-7315 へ連絡するようにご指示いただきますよう、よろしくお願いたします。

## 3. 医師より指示があった場合は、早急に連絡をください。

健康診断実施機関より、色覚検査の件で、大学へ連絡するようにと指示された志願者は、早急に東京海洋大学越中島地区事務室入試係 (03-5245-7315) まで、連絡をください。